手続きの流れ

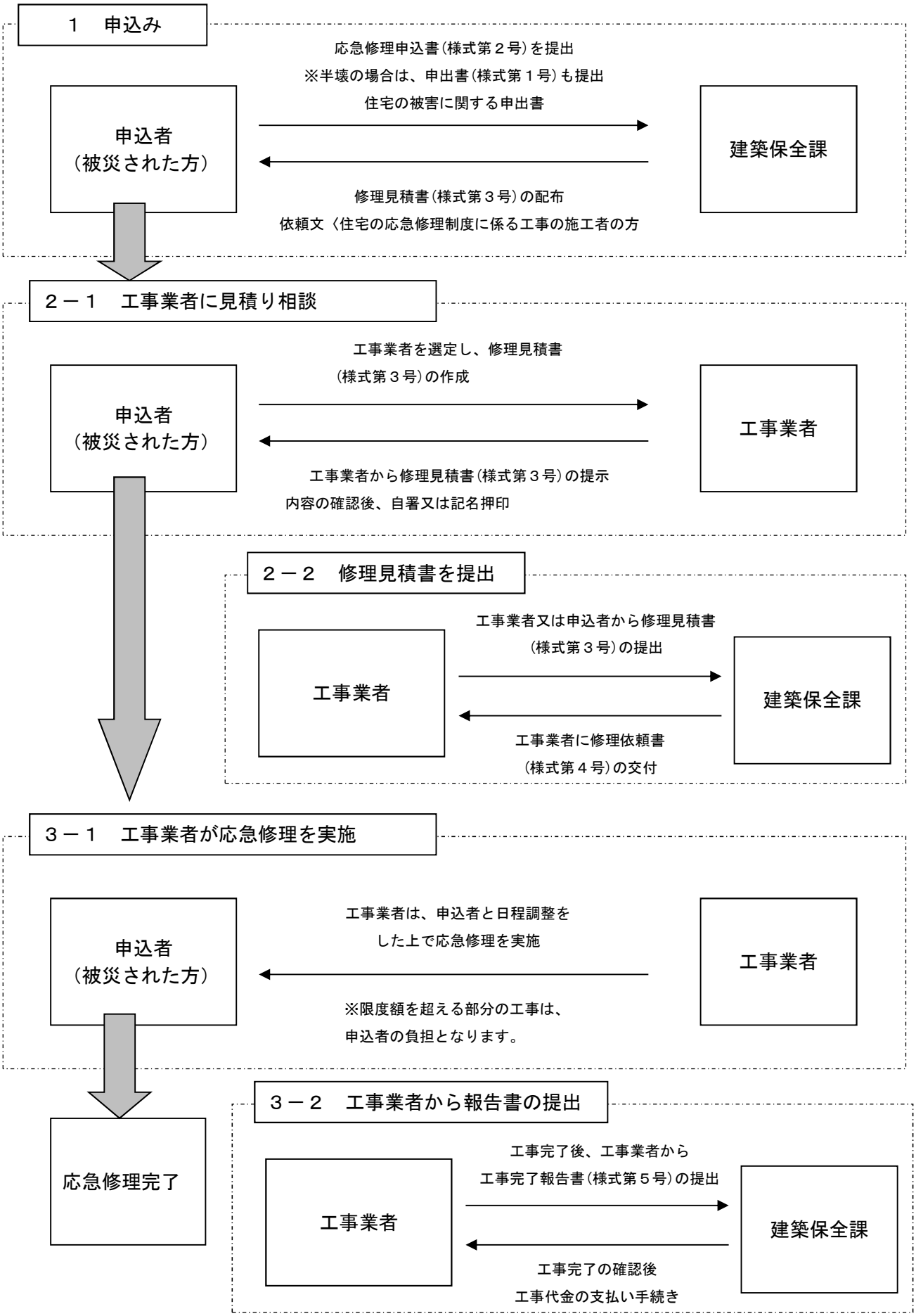
１　申込み
応急修理申込書（様式第２号）を提出
※半壊の場合は、申出書（様式第１号）も提出
住宅の被害に関する申出書
申込者
（被災された方）
建築保全課
修理見積書（様式第３号）の配布
依頼文〈住宅の応急修理制度に係る工事の施工者の方
２－１　工事業者に見積り相談
工事業者を選定し、修理見積書
（様式第３号）の作成
申込者
（被災された方）
工事業者
工事業者から修理見積書（様式第３号）の提示
内容の確認後、自署又は記名押印
２－２　修理見積書を提出
工事業者又は申込者から修理見積書
（様式第３号）の提出
工事業者
建築保全課
工事業者に修理依頼書
（様式第４号）の交付
３－１　工事業者が応急修理を実施
申込者
（被災された方）
工事業者は、申込者と日程調整を
した上で応急修理を実施
工事業者
※限度額を超える部分の工事は、
申込者の負担となります。
応急修理完了
３－２　工事業者から報告書の提出
工事完了後、工事業者から
工事完了報告書（様式第５号）の提出
工事業者
建築保全課
工事完了の確認後
工事代金の支払い手続き